

第3補給処公示第1006号

令和8年7月29日

分任支出負担行為担当官

航空自衛隊第3補給処

調達部長 今野 準

公 示

令和9年度における「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令」（昭和37年防衛庁訓令第35号）第70条の規定及び「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用について」（防経装第8927号 25.6.26）第26項第1号の規定に基づく防衛大臣承認事項の概要について
（問い合わせ先：原価計算課）

標記について、別添のとおり定めたので公示します。

添付書類：令和9年度における「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令」第70条の規定及び「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用について」第23項の規定に基づく防衛大臣承認事項の概要

令和9年度における「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令」第70条の規定及び「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用について」第23項の規定に基づく利益率に係る防衛大臣承認事項の概要

算定基準（訓令第70条第3項）

・利益率（訓令第65条）

企業の製造現場等における防衛事業に対する品質管理活動・コスト管理活動・納期管理活動について、航空自衛隊が期待する活動水準との比較により評価を行い、各活動別に付与した評価点に基づき5.0%から10.0%の範囲を基準として算定するものとする。

なお、別表にて算定基準の細部を示す。